

# 平成13年度九州農政局国営事業再評価 第三者委員会（第3回）議事録

1. 日 時：平成13年7月29日（日）13：30～17：00
2. 場 所：熊本交通センターホテル 3F 5ホール
3. 出席者：別紙のとおり

## 【議事内容等】

（1）諫早湾干拓事業環境影響評価レビュー報告書（案）について

（黒田委員長）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

まず、議事（1）「諫早湾干拓事業環境影響評価レビュー報告書（案）について」、農政局から説明をお願いいたします。

（資源課長）

「諫早湾干拓事業環境影響評価レビュー報告書（案）」について、「資料-1」により説明（省略）」

（黒田委員長）

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。何か、ございませんでしょうか。

（横川委員）

私、前回19日に一人だけ現地見せていただいて、その資料と突き合わせた場合に、今日のご報告はどのような位置づけになるのか、そこの説明をしていただきたいのですが、前回の資料の45ページ以降に諫早湾干拓事業における環境影響評価という項目がありますが、そこの関連で全体の流れがわからないものですから。

（農村計画部長）

再評価は、事業の効率性や透明性を確保するために、事業実施中に実施してゆく制度になっています。

今日ご説明しました環境影響評価のレビューについては、この再評価の対象項目には入ってません。ただし、現地調査時に関連の質問もありましたので、今回の再評価について判断していただくための材料として、現在行っている環境影響評価のレビューについて、委員の皆様方にご報告したわけです。

（横川委員）

よろしいですか。

（黒田委員長）

はい、どうぞ。

（横川委員）

私も当日、45ページに、レビューを現在取りまとめ中というメモ書きをしておりますが、それを今日

説明して下さったと、こう理解してよろしいわけですね。

それでは、この再評価とは直接関係ないということは了解のうえで、当日の資料の71ページに「ノリ不作対策関係調査研究の概要」というのがありますが、その図の中の「諫早湾環境モニタリング調査等の拡充」とはどういう関係があるのですか。これと関係があるのですか。

(資源課長)

よろしいですか。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(資源課長)

71ページの「諫早湾環境モニタリング調査等の拡充」は、平成元年から今までずーっと行ってきておりますモニタリング調査を、このノリ不作等第三者委員会の要望等もありまして、調査内容といいますか調査地点等を増やすということで拡充しております。今ご説明しましたレビューは、元年から今まで行ってきましたそのモニタリング調査の結果を時系列的に整理したものでございます。

(横川委員)

再確認ですけど、現在はこの「ノリ不作関係調査研究」の中に組み込まれてると理解していいんですか。

(資源課長)

それは、ちょっと違いまして、あくまでも、我が方で当初行いました環境影響予測です。これは、長崎県の長崎県環境影響評価事務指導要綱、これは昭和55年に長崎県でつくっているものでございますが、これに基づいて影響予測といいますか環境影響評価を行ったものでございます。

これを、干拓を行う場合に公有水面埋立て承認ということで長崎県に申請したわけでございます。

その時に、主務大臣であります建設・運輸両大臣の認可を受けるに当たって、環境庁長官と協議をしたんですが、その時、これは昭和63年でございますが、環境庁長官のほうから意見が出されております。

その意見の中に、環境監視に関する措置ということがございまして、その一つとして、工期が15年でございますが、その途中の時点で環境影響評価の予測結果に関してレビューを行い、必要に応じて対策を講じることとされたものでございます。ですから、当初の環境影響予測につきまして、環境庁長官の意見を踏まえてレビューを行ったという位置づけでございます。ですから、ノリ不作等のいわゆる第三者委員会とは切り離して考えてございます。

モニタリングの調査結果を両方で使っているということは、使ってます。モニタリング調査結果を、我が方も使ってますし、それから、いろいろノリ不作等の第三者委員会の方では、有明海の海域環境ということで全体的な調査を行っておりますので、既存のデータ等、水産庁のデータ、環境省のデータ、国土交通省のデータ等を使っておりまして、今年度から関係省庁等で2ヵ年間にわたりまして本格的な調査を行っているところでございますので、その調査結果等を踏まえて、いろいろ、ノリ不作の原因等については究明されるものと思っております。その委員会に、我が方のモニタリング調査結果等は資料として提出しまして、それでご説明しているところでございます。

(横川委員)

どうもありがとうございました。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

(横川委員)

すみません。しつこいようですが、その予測モデルは、どこで作られたんですか。先程、予測モデル

があるとおっしゃったと思うんですけど。

(資源課長)

水質調査のところでございますか。

モデルについては、うちのほうで諫早湾干拓調整池等水質委員会というのがございまして、そこで水質に関することについていろいろ指導・助言を得ている委員会がございまして、この委員会で、いろいろ指導・助言をいただいたことについてモデルを作っております。

実際の作業は、我が方がコンサルタントに委託して作業をしております。

今回それをベースにして、調整池ができましたので、いろんな実測データ等があるということ等から、そのデータを新しく組み入れたり、あるいはいろんな周辺の集落排水整備事業とか、いろいろ進んだ点もありますし、それから干拓地が出現したということもあって、それらでいろいろフレームの見直しを行うとともに、モデルの改良を行ったものでございます。

そのモデルの改良といいますか作業も、私どもの方からコンサルタントに委託しまして作業をしております。その内容につきましても、調整池等水質委員会に報告しまして、そこで承認されたものでございます。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。はい、お願いします。

(山内委員)

基本的なところを、ちょっと教えていただきたいんですが、この3ページのところで水質のところ、上から4行目「予測年次(事業完了予定年次)が変更したため」ということでありますが、これは具体的には平成18年度というふうに、予測年次はそういうふうに考えてよろしいわけですね。

(資源課長)

はい、そうです。当初、事業完了予定年が平成12年でございましたので、12年を予測年次にしておりました。今回の計画変更で18年度完了になりましたので、18年ということで改めて予測し直したものでございます。

(山内委員)

今回行なわれた検証は、西工区約600 haがほぼ完成しているということで、その下に検証なさったわけですね。そうしますと、平成18年度に、あと700 haの東工区が完成するということになるわけですが、それを前提としたうえでの今度の検証なのか、そのあたりの関連といいますか、つまり平成18年度に完成しても、この検証は有効だというふうに断定していいのかどうか。

(農村計画部長)

18年度に西工区も東工区も全部出来て事業が完了するという時点を想定して再予測をしています。18年度時点の検討に十分使えるということで考えていただきたい。

(山内委員)

そういたしますと、この700 haを加えて、約倍以上のものが、あと6~7年の間に完成するわけで、この調整池はぐーっと狭まってまいりますし、それによって明らかに変化が起こるであろうということが予測されるわけなんですけれども、それを踏まえても、今回の検証は妥当だということになるのでしょうか。

(農村計画部長)

事業が完成した姿で18年度の時点の調整池の水質を予測したら、この検討結果になったということですが、ただ、今の予測モデルをつくる際に、平成元年からのモニタリングデータの解析により新たな知見が

いろいろわかってきました。それらの知見に基づいて今出来得る最大精度の予測をしたということです。

ただし、環境モニタリングをこれからも続けて行き予測モデルの精度をさらに上げていくということは必要ではないかと考えております。

(黒田委員長)

よろしゅうございましょうか。

(山内委員)

はい。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

(有馬委員)

すみません。私の方からも水質のことについて、1つ。

環境保全目標をつくられて、それに対して現在どうかということなんですが、この目標というのは、どこで決められたものなんですか。

(資源課長)

このアセスの中で決めております。環境保全目標については、アセスの中で、当初アセスの中で決めた数値を、そのまま今回も踏襲してあります。

(有馬委員)

ああ、それで現在のところ、その目標値以内だということで大丈夫だということなんですが、実際に、この工事が始まる前のデータと比べて現在の状態はどうかというのが大事だと思うんですが、そのあたりは、どうなんでしょう。いろんな項目、濃度、いずれもアップしてるということなんでしょうか。

(資源課長)

保全目標は当初立てたそのままでございますが、予測値は先程OHPでお示しましたようにあそこに横がCOD、トータル窒素、トータル燐ということでなってます、縦が環境影響評価、それから将来予測値というふうになっております。一番下の環境保全目標が、アセスといいますか事業完了後を目標にしている数値でございます。これは、今回も同じでございます、それから一番上の環境影響評価というのが当初アセスの予測の数値でございます。現状の水質はこの保全目標を若干オーバーしておりますが、今、流域で広域下水道整備とか農業集落排水整備事業等の整備が進んでおります。これらの整備が進めば、18年では、そういう事業も進むということで、将来の予測値ということになっております。いろいろそういう保全対策事業が進むことによって、目標値がクリアできるということでございます。

(有馬委員)

はい、わかりました。

それからもう一つ、この前、現地を視察させていただいた時、排水対策や水質対策についていろいろ伺いましたけれども、その視察の終わった2~3日後に、排水ポンプを付けられたり、炭を置かれたりしたことをマスコミを通じて知りました。そのあたりは、視察した時に説明がなかったのですが、どうなっているのでしょうか。ご説明をいただきたいのですが。

(農地整備課長)

この前ご視察いただいた後に、更なる浄化というか水質保全ということで付けております。一つは木炭によります水質浄化、それからレキ間浄化によります周辺から流れ込む小河川のみオ筋にレキ間を設けて、バクテリアによる水質浄化とか、そういうものをプラスアルファ的に設けるという施策を今やっております。

(事務所)

ちょっと補足しますけれども、例のノリ不作の問題から発生しまして、工事が一時止まりました。その再開に向けての対策として、漁業者からの強い要求を受けまして、排水ポンプの設置とか浄化対策とか、そういう水質対策を今緊急的にやっているとということでございまして、将来の調整池水質を満足するためにということでやってるわけではないということをはっきりしておきたい。

要するに3県漁連と打ち合わせをやって、相当強く、そのノリ不作委員会と並行して、そういう排水ポンプあるいは浄化対策の要求がなされて、今緊急的に、そういう水質保全対策をやっているということでございまして、将来の調整池の水質保全のために今やっているということとは、ちょっと切り離していただきたいというふうに思うんです。

(有馬委員)

わかりました。じゃ、あれは調整池が完成した時までに撤去されるということですね。撤去というか、もう使わないというか。

(事務所)

そうですね。

(有馬委員)

ああ、わかりました。

(黒田委員長)

どうぞ。

(星子委員)

もう一つ、よろしゅうございますか。只今、いろいろご説明聞かせていただきましたが、2番目の水質のことですが、今、問題はない、明確な変化もない、安心してよろしいというようなことが総体的にご説明であったかと思えますけれども、一般的に言われますのと、えらい違いすぎる。私は、よくそこらへんの違いがわからないんです。検査結果で一般的に言われるのと、何でこんなに違うのか非常に疑問に思っております。

又、一方では、農林省が調査する時には表面の水質、中層の水質であって、底層は調べてないのではないか、一番水質が大きく変わってるのは底層なんだから、そこらへんがどうなっているのかというようなことを、よく言われてるような気がするんですが、そういった面で今回の調査の中に、底層面での検査などは入っているのでございましょうか、お尋ねします。

(資源課長)

現在の調整池の水質について申し上げますと、CODで1ℓ当たり大体6mg前後です。ですから、環境目標値はオーバーしております。それから、あと全窒素は大体1ℓ当たり1.5mg前後でございまして。これも同様です。それから全燐は1ℓ当たり0.2mg前後で推移しております。

これは、あくまでも本明川等の河川から流入する負荷によって形成されておりますので、基本的にはその流入する河川と同じ水質状況でそのまま排出されているというふうに考えております。ただ、見た目は非常に濁りがあるということで、底泥の巻き上げ等で濁っているので、何と申しますか濁りで水が汚く見えるということはあると思います。

(星子委員)

締め切られたから、湾内での潮流がなくて、その流れて来たものが流れたままで淀むから、水質が変化しないまま、底に溜まっているというふうに思ってるよろしいんでしょうか。あれがなかったら、潮の流れがあって、湾内で自然浄化というのか、みたいなものも今までだったらあったのではないかと。

(農村計画部長)

諫早湾の中の底質や海生生物を平成元年から調査していますが、底生生物の数をはじめとして締め切り前後で変化が出ているという兆候はございません。

従いまして、いわゆる諫早湾内について言えば、潮受堤防の前から湾口にかけて、そういう大きな変化はないと考えてます。

それから、潮位・潮流については、潮受堤防を設置しましたので、潮受堤防の前面では上げ潮、引潮のときに、潮流は確かに弱まるわけです。しかし、湾口のほうに行きますと、ほぼ締め切り前と同じような潮流方向あるいは潮流の速さという結果が出ておりますので、大きな変化はないという判断をしているわけです。

(横川委員)

そうしたら、また先程の有明海のノリ不作の調査委員会との関連が出てきそうな気がしてきたものですか。農政局は湾口までというんですか、正確には後で修正していただければと思いますけど、部長さんがおっしゃった区域に限られた調査を行っているのだ、と。

そうすると、私は、市民アセスに対しても農政局がお答えになったほうがいいということを第1回の委員会で申し上げたので、そういう意味で、例えばこの市民アセスに出ている東先生の指摘であれば、もっと広く見なきゃいけないと言われていたようですが、その広く見るということをやるのは、ノリ不作委員会であると、そういうふう理解してよろしいんでしょうか。そのへんがよくわからないんですけど。広く見るべきだ、という批判に農政局としてはどういうふうにお答えになるのか。

(農村計画部長)

環境影響評価レビューの対象である16項目について、基本的には継続的に実施している環境モニタリングの結果を使って評価するというを行いました。

また、今般の有明海におけるノリ不作の原因究明のための環境調査等については、今年の初めから、各省庁あるいは各県協力して実施し、第三者委員会に報告しながら進めています。

農政局で実施している環境モニタリングのデータも、その委員会の方に提供しています。ノリ不作第三者委員会の議論はノリ不作の原因究明あるいは対策をどうするかという観点で実施しています。

(事務所)

ちょっと正確さを欠くかもしれませんが、もともとモニタリングで潮位とか潮流は有明海の湾口から予測しているんです。その時に予測して、ほとんど海域には影響がないということを前提に、モニタリングは諫早湾内に限ったというふう考えたほうがいいんじゃないかと、その時の予測の結果、潮位とか潮流に有明海全体についてはほぼ影響がないという結果が出て、影響が出るところは湾口までだということで、モニタリングの範囲は湾口だと、もともとどのへんまで調査すべきかというのがありますから、そこまでだというふう判断し、そういう当初のアセスの時から、審査県である長崎県は、そこまでにしたというふうに思っていたほうがいいんじゃないかと、私は、そういうふうに。

それからもう一つ、さっき暫定的と言いましたけれども、例えばレキ間浄化とか何かは、やれば将来的にも役立つということで、僕は言い方がちょっと悪かったかなというふうに今反省してるんですけど、浄化水路とか、レキ間浄化というのは、やれば、将来的にも、それは調整池の水質の改善には貢献するということでございまして、そういうことをちょっと付け加えたいと思います。

(横川委員)

では確認させていただくと、今ご説明になったような湾口部のモニターをしておけば、諫早湾全体に対しての影響は、そこで見ることができるという考え方を、例えば東先生なんかは、市民アセスは、批判し

ているというふうに理解しとけばよろしいんでしょうかね。どうお答えになるのかということが出ていないので。

(資源課長)

レビューの対象項目には、ノリ不作等第三者委員会で検討されています漁業への影響をはじめとするいろんな項目が含まれているということで、先程、諫早湾内で実施している環境モニタリングにより経年的に調査されている項目として、水質、底質、水生生物などについて締め切り後の潮流調査結果等によって検証しているということを申し上げました。

その結果、湾奥部では若干の変化はありますが、湾中央部と、それから湾口部におきましては、ほとんど締め切りによる変化等はありませんので、諫早湾内における変化は極めて小さいものであると思っております。

それから、それとその有明海との関連につきましては、先程言われました農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会ですか、この第三者委員会の中で検討されている項目だと思っておりますので、それはその第三者委員会の検討結果、究明されるものだというのが、基本的な位置づけというか考え方でございます。

(黒田委員長)

何か、他にございませんでしょうか。何かございましたら、お願いいたします。

では、私から一つだけ。堤防工事に伴いますその締め切りの外側のいわゆる地形の変化というのは、どういものがございませんでしょうか。例えば掘削とか。

(農村計画部長)

海底地形ですか。

(黒田委員長)

海底地形です、はい。

(農村計画部長)

湾口部の中央で、潮受堤防に使った砂を採取しておりまして、大体160 ha ぐらいの広さで、4 mから5 m ぐらいのギザギザの形になっています。当初は、そのギザギザのところに、もう少し細かい粒子が溜まるんじゃないかというようなことで予測されてます。

ただ、現状調査した中の結果では、そういうことはありません。また、湾中央部等につきましては、海底地形はそう大きな変化しておるといような結果は出てきておりません。

(黒田委員長)

どうもありがとうございました。

長期的には、そのうちに、また元の地形に戻るといことは予測できますか。

(農村計画部長)

長期的には、やはり潮流があるわけですから、底層の潮流でならされていくといことはあると思いません。

(黒田委員長)

分かりました。やはり長期的には、浮泥の供給というのの一番メインとなる供給源は筑後川ですから、堤防の外側に、潟土が堆積していくんだといことを強く認識しておく必要があるんじゃないでしょうか。内側から来るんじゃないかと、有明海としては締め切りの外側から、また地盤標高は上がっていくというのが基本的な見方じゃないかなと思います。要するに東予賀の地先あたりでも、かなり堆積が起こっておりますが、そういう形でまた海底地形を復元していくんじゃないかなと、私は思うんですけれども、ちょっと

そのあたりを確かめたいと思って質問したような次第です。

他に、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(山内委員)

部分的な質問ですが、諫早湾の現地調査の時に、既存の用排水樋門を1～2ヵ所ご案内していただきました。

森山町の一番大きいところだったのでしょうか、その排水門のところで聞きましたけれども、その現状について、今のところ、それを改修するとか維持管理するということは、基本的に行っていないというふうにお聞きしたような気がいたします。いわゆる既存の用排水門の維持管理については、現状としてはどうなっているんですか。放置されているのでしょうか。

(農地整備課長)

現状では、地元の市町村なり地元の土地改良区等で維持管理されております。ですから、潮受堤防で締め切られまして調整池の水位が管理されるようになってからは、以前のように潮位の変動によって水位の変動に合わせて排水の調整をするということでゲートをしょっちゅう操作したんですが、今はそういうことはなくなりまして、あのようになりに操作が頻繁に見られてないというような状況になっております。

それに合わせまして、見られたように、昔は草が生えてました。今は自然干陸地になっておりますけれども、あれは本来潟地でございまして、昔は満潮時になりますと、潟が運ばれまして、あそこに堆積して、あそこが閉塞されたということでございまして、干潟のミオ筋の浚渫とともに、苦勞されてきたということでございます。それも、今はなくなりまして、管理がなくなっているということでございます。これは樋門とセットで地元の管理で今までやられてきたわけでございます。

(星子委員)

すみません。同じことをちょうどお尋ねしようと思ってたんですが、吾妻町のほうも、確か見せていただきました。水路など非常に陥没した形で、いびつになって、非常に壊れかかっていたと言うと変ですけども、側溝というのかな、ああいったのも、ひび割れたままであります。やはり県または町で管理されておられるわけですね。例えば、この後、水門をもし開くことがあったりしたら、今淡水化しているのが、それに潮が入って行って、多分農業用水として使えないのではないかなというようなお話を現地でお伺いしたような気がするんですけども、あそこに至るまで壊れてしまうまで、側溝の土手？ 堤防？ あれは町か県ですーっと管理しておられたんだと思うんですが、農政局はノータッチで来たから、ああなったのですか。そこらへんは、どうだったのでしょうか。樋門の横のところとか、ずーっと見せていただいて、ひび割れたままになっていたのが気になりました。

(農地整備課長)

樋門のほうですけども、それぞれの施設の河川だと河川管理者で、県のほうで管理されていると思うんですが、既存堤防の一部は、農林の堤防でございまして、農水省の補助事業で補修等はしております。

(星子委員)

どこかに写真があったと思って一生懸命見るんですが、見つけ出せなくしているんですけども。水路なんか、ガタガタ壊れていたではないですか。吾妻町ではなかったですか。ああいったのは、農政局の直轄の工事の中には入っていないんですか。

(農地整備課長)

この箇所は森山町ですが、工事の中には入っていません。

( 星子委員 )

入ってないんですか。干拓の直接工事でなかったから放置されていたのでしょうか。

( 農地整備課長 )

管理者である県の方で適宜補修を含め、管理をしています。

( 山内委員 )

日常の維持管理は土地改良区ではなくて、県がやっているのですか。

( 農地整備課長 )

こちらの樋門のほうは、地元土地改良区がやっております。

( 山内委員 )

土地改良区ですね。

( 黒田委員長 )

むしろ、この前見せていただいたあの水門のところは、結局は、潮受堤防ができる前は、直接有明海に面していて、そして、先程私申しましたように、結局筑後川から出てくる浮泥が潟土として堆積して、非常にミオ筋の維持が難しくなっていたと、そういうことでしょう。

ですから、結局旧干拓地のほうが、外の潟土が堆積しているところよりも標高が低くなっているわけですね。外のほうが高くなっていて、非常にミオの維持が難しくなってきた。それで、いわゆる今度前面に堤防をつくって、内側にそれを取り込んだから、今後は排水が非常に容易になったと、そういう位置づけじゃないかと思えますけれども、そういうご説明でしょう。

( 農地整備課長 )

はい、そうでございます。

( 黒田委員長 )

そのへんを、はっきりおっしゃっていただければ、非常に皆、理解がしやすいんじゃないかと思えます。

( 農地整備課長 )

申し訳ございません。

( 黒田委員長 )

ですから、結局、旧干拓地の標高よりも、旧干拓地の外側の泥土といいますか、潟土の標高のほうが高くなっておる。だから、堤内地の排水、ミオ筋の維持が非常に難しくなっていた。それを何とか解消するためにも、その意味もこめて、今度の新しい堤防が作られて、防災干拓としての意味が出てきたと、そういう位置づけですよ。

( 農地整備課長 )

ええ、そのとおりでございます。

( 整備部長 )

説明が不十分でございまして申し訳ありません。確かに委員長が言われるとおりでございまして、あの付近は一風吹けば潟が低いミオ筋に溜まるということで、そのミオ筋の排水が悪くなって、樋門が開きにくくなって、排水が悪くなるというふうなことでした。

潮受堤防によりまして、調整池の管理水位を - 1 m というふうなことにしておりますので、ほとんどの排水樋門は、それより高いところにあるわけですから、従来のような排水樋門の管理の必要性はなくなったと言えるわけです。ところが、洪水時も多少ありますので、そのへんの兼ね合いが少し残っておりますけれども、一応潮水が来ることはないというふうになっております。

(黒田委員長)

はい、他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

結局、外の地盤標高のほうが上がるもんだから、ポンプを付けたりして強制排水をしないといけないとか、国土の維持のために、かなり電力あるいは電力の元になっておりますのは石油ですが、その石油エネルギーで国土を維持するということが起きていた。それを解消するのに今度の諫早湾干拓も寄与する、そういうふうなこともありますよね。

(整備部長)

背後地の常時排水は、調整池の水位を - 1 m に保つということで容易にできますので、背後地の排水改良も大きな目的の一つになっております。

(黒田委員長)

はい。他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

この諫早湾干拓事業の一番核心のところに関しまして、皆様からご議論をいただいたわけですが、他にございましたら、お願いいたします。

発言者なし

(黒田委員長)

ございませんようでしたら、第 1 議題は、これで終了いたしたいと思います。ここで、暫く休憩を取りたいと思います。

〔休 憩〕

( 2 ) 第 2 回第三者委員会 ( 現地調査 ) の総括について

(黒田委員長)

それでは、議事 ( 2 ) 「第 2 回第三者委員会 ( 現地調査 ) の総括」につきまして、農政局からご説明をお願いします。

(事業計画課長)

〔現地調査あるいは第 1 回における営農計画、費用対効果に関する質問について、「資料 - 2 」により説明 ( 省略 )〕

(黒田委員長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

(山内委員)

まず 1 2 ページであります。「農業経営の所得目標」というところで、これは「長崎県新農政プランの方向に沿って」ということでありますが、このプランを一つのベースにしておられるということです。

これは、すべての作物、つまり露地野菜、大規模野菜、施設園芸、畜産、これにほぼ当てはまるという

ふうにご考慮してよろしゅうございますか。

(事業計画課長)

営農として8類型設定していますが、その類型ごとに、この新農政プランの目標所得等が確保されていることを確認しています。

(山内委員)

勿論、各営農ごとに所得率が5割であったり、2割であったりと、相当違うわけですよ。それもちゃんと換算したうえで、平均して年間所得700~800万円という目標に合致するということでもありますか。

(事業計画課長)

そのとおりです。

(山内委員)

続けて、よろしいでしょうか。

(黒田委員長)

はい、お願いします。

(山内委員)

それから16ページです。この一覧表の下のほうにあります「純益率」とか「所得率」、その後に「作付増減」というのがありますが、これは、私たち素人ではよくわからない計算方法があるんだろうと思いますが、もしご説明いただけるならば、わかりやすく説明していただきたいと思うんです。

それから、実際の現実の所得として、あるいは純益としては、下のほうの「10a当たり所得」及び「10a当たり純益」というふうにご考慮してよろしゅうございますか。

(事業計画課長)

すみません、もう一度後半のほうを、申し訳ございません。

(山内委員)

現実に予測される反当たりの所得あるいは純益は、一番下の欄の例えば「春ばれいしょ」でありますと14万6344円というふうにご考慮してよろしいんでしょうか、ということです。

(事業計画課長)

まず、作付け増減ですが、この事業では作付け増減による作物生産効果になっています。干拓地という新たに農地が造成されるということで、「作付増減」となっております。

それから、2つ目の「所得率」あるいは「純益率」といったものにつきまして、どこが違うかと言いますと、まず粗収益から生産費を差し引いたものが「純益率」です。一方「所得率」は、生産費の中の「家族労働費」は家族に属するもの、あるいは可処分所得という形の中で設定が可能であるということで、これを「所得」として挙げて、計算しています。

(山内委員)

そうしますと、具体的に、これだけの所得が予測されるというわけではありませんね。つまり「労働費」という中に「家族・雇用」というのがありますけれども、仮に純益がぐーっとマイナスだった場合には、所得は逆にマイナスになる可能性がありますよね。

(事業計画課長)

所得ですか。

(山内委員)

つまり、農業所得というのは一般的に農林統計上では、家族労働報酬というのを当てるのではなからう

かと思うんです。家族労働報酬というのは、家族労働費と利益を加えたものでありますから、その利益がマイナスになった場合には、逆に所得は低くなる可能性もあり得る。だから、これは計算上の問題ですね。  
(農村振興課長)

説明をさせていただきますと、今「春ばれいしょ」の件ですけれども、「粗収益」29万5千円ですけれども、それから「生産費」という16万5千円、これを差し引いたもの、その粗収益から生産費を引いたものとして「純益額」下のほうに書いてございますけれども、10a当たり13万円となっております。

所得額といいますのが、今の純益にプラスすることの家族労働費という形で、労働費の中に家族と雇用があります。家族労働費の1万6千円を加えたもの、即ち13万円に1万6千円を加えたものが所得で、そういう意味では、統計のほうで使っている即ち純益と家族労働費分を所得額だと、こういうような表現で整理しているということでございます。

(山内委員)

そうしますと、計算上は14万6344円の家族労働報酬として、最終的な所得が生じるということですね。

(農村振興課長)

はい。

(山内委員)

そうすると、例えば一つの大規模施設園芸でいきますと、20haでありますから、反当たり15万円としまして、20ha分つまり200倍いたしますと、約3千万円ですよ。その3千万円の所得の下で、これは何人規模の労働力が想定されているのでしょうか。

(事業計画課長)

15ページのとおり、労働力として、家族労働力は3人となっております。また、雇用労働力は、どれぐらいかという資料は手元にございませんが、16ページで、先程の3人の家族労働費と別に雇用費をあげています。

(山内委員)

雇用ですね。その雇用が非常に大きく変動してくると思うんですが、仮に5人とした場合に、一人当たり600万円ということですかね。

(事業計画課長)

雇用が変動すれば、これは変わってくるということかと思えます。

(山内委員)

そうですね。

(事業計画課長)

どれぐらいの人数あるいは時間の詳細なデータは手元にありませんが、この10a当たりの「春ばれいしょ」では3750円を計上しています。

(山内委員)

大変細かい質問で申し訳ございません。つまり、所得目標というのと、現実に上がる所得予測とが、きちっと合致してるかなというのが、疑問に思うものですから、お聞きしたわけであります。

それからもう一つ、同じ16ページのところで、これは土地代金とか地代は入ってませんですね。

(事業計画課長)

はい、入っていません。

(山内委員)

ですから、あくまでもこれは営農が非常に安定した段階、事業が完了して、さらに数年経って、ほぼ安定した段階での営農モデルということで考えてよろしいわけですね。

(事業計画課長)

はい、結構です。

(山内委員)

次に26ページです。「作物生産効果の総括」のところ、その表のところに「純益率(%)」がありまして、「ばれいしょ」の場合「43」と書いてありますが、これは16ページの「純益率44%」これとほぼ同じものだというふうに考えてよろしゅうございますか。

(事業計画課長)

「ばれいしょ」は、「大規模野菜」と「露地野菜」の2類型にあります。その純益率は44%と42%であり、「大規模野菜」と「露地野菜」の「春ばれいしょ」の作付面積に掛けていきまして、結果として、この43%という数字になっています。

(山内委員)

はい、わかりました。

それからもう一つ、最後であります、34ページの「国土造成効果」についてなんですけれども、その「算定内容」の中で「他用途利用価格」というものです。これについてのイメージが、もう少しよくわかりません。

つまり、この農地造成によって様々な効果が出るということはわかるんですけれども、特に36ページとも関わってきますけれども、1から5つ効果項目がありますけれども、4番目と5番目の「一般交通等経費節減」でありますとか「国土造成効果」というのが、かなりこれには大きい効果を見積もってあるような気がいたしまして、そのあたりがよくわからないんです。

(事業計画課長)

この「一般交通等経費節減効果」及び「国土造成効果」については、農水省の通達の中で、その算定手法が示されておりまして、それに基づいて算定しているものです。

(山内委員)

はい、ありがとうございました。

(星子委員)

よろしゅうございますか。

(黒田委員長)

はい、お願いします。

(星子委員)

それでは、すみません。まず7ページの「営農計画」の中で、これ単純計算しますと全部で入植者が228戸ということになるのではないかと思います、本当にこれだけの入植者が確保できるのかというのが、先般から気になっているところでしたので、ここの確認と、それから13ページ、その他のページにも書いてありますけれども、「春ばれいしょ」「冬にんじん」「たまねぎ」これの連作障害などというのは、心配ないのだろうかということ、これが非常に懸念されるということと、それから、25ページに「経済効果」がありますが、その「算定内容」というグラフがございます。例えば10a当たり「ばれいしょ」が3010kg、「レタス」が3990kgということですが、今の実績との比較は、どうなっておりますでしょうか。そこらへんもお聞かせ願えれば、と思います。一応、以上3点、よろしく

お願いいたします。

(事業計画課長)

まず、配分戸数288というのは確保されるのかのご質問ですが、先般、現地調査の中でもご説明したとおり、平成9年からの意向調査では、干拓地の農地面積を上回る要望があり、十分可能だと考えています。今後実際の土地の配分に向けて、詳細な意向調査等を行う中で、具体的になっていくと考えています。

連作障害については、8ページに「作付方式」を載せています。このように、「ばれいしょ」「たまねぎ」「にんじん」を、交互に作付しながら、またさらに「青刈とうもろこし」や「ソルゴー」を組み合わせしながら作付けしていくことにより、連作障害の克服は可能と考えています。

それから、「単収」については、25ページに参考として、「試験研究成果並びに現状の優良経営体の収量水準とその後の生産技術の向上等を踏まえて、5年後に達成が見込まれる目標収量」と記載しています。

長崎県の統計データと比べますと、この県の基準技術の単収は、確かに高くなっていることはありますが、干拓地においてどういう営農が行なわれていくかといったことを考えていくときに、専門の優良経営体といったものが入ってくるということが一つ、それから干拓地は用排水施設、道路等が完備された優良農地ですから、長崎県全体で見ますと、山間であるとか中山間地域の条件の悪い中で生産がなされている統計単収との違いはあると考えています。

(黒田委員長)

はい、よろしゅうございますでしょうか。

(星子委員)

はい。

(有馬委員)

よろしゅうございますか。では、私からお願いします、2つ。

環境保全型農業の展開ということを大きく打ち出されておられますね。22ページに具体的に書いてある、「基本的な考え方」のところからまで挙げておられますけれども、これは一般的なことも入っていると思うんですが、特に諫早干拓としてのこういうことに注意してやりたいとか、こういうのを目玉にしたいとか、そういうのがあればお聞かせください。

それと2つ目は、これは私よくわからないんですが、32ページに「一般交通等経費節減効果」というのがありますが、これは潮受堤防の話なんでしょうか。「干拓地への道路の設置に伴い」ということですが、この干拓地内の道路ですか、それとも潮受堤防。この前の現地での説明では、潮受堤防のお話をされてましたけれども、その2点をお願いします。

(事業計画課長)

32ページに書いているように、干拓地の道路は「南北幹線道路の起点～終点」として計算しています。つまり、現況においては、国道57号から県道124号、また国道207号といった形で、ぐるりと回るような道路網になりますが、干拓地の真ん中に南北幹線道路ができる計画ですので、これを利用した場合に得られる効果を計測しています。

(農村計画部長)

環境保全型農業については長崎だけでなく全国的に展開してゆく必要があるということで、いろいろと議論されています。まず資源循環システムを考えて、畜産の分については、干拓地の中できっちり整理しようというところが1点。

それから第2点は施肥量です。例えば地表に撒くのではなくて、こまめに地中に肥料を入れていくというようなことも、考えられます。

今後、長崎県の農林総合試験場の干拓科とも相談しながら、環境保全型農業をどのように農家の方に実施していただくかというようなことを議論しています。

(横川委員)

そしたら、お尋ねします。25ページの「諫早湾干拓事業による経済効果」が基本的なデータのようにありますので、これについてお尋ねしますが、その「備考」のところ、先程、星子先生からお尋ねがあったことに対してお答えがあったのですが、もう一度確認させていただきたいと思うのは、この基準収量は試験研究成果と現状の優良経営体と、それにその後の技術の向上ということなのですが、まず試験研究成果というのが基になるはずですね。ここの干拓の土地の上に経営が成り立つ以上、試験研究成果が何よりも基本になるはずですが、この試験研究成果の再現性はどの程度でしょうか。現在は相当とれてるというのは、どこか別のところにありましたよね。18ページですか、18ページがそうですね、小江干拓地。

(事業計画課長)

これは「小江干拓地」です。

(横川委員)

ああ、これは実証試験ですか。そうすると、先ほどの試験研究成果というのが、ポイントのようですから、そこを具体的にご説明していただきたいと思うんです。

(事業計画課長)

県のほうから、この基準技術の単収については、試験場や普及組織が旧干拓地及び既耕地で実施した試験研究成果をふまえて設定しているということで聞いております。

(横川委員)

今おっしゃった干拓地には、現在つくられている干拓地が含まれていますか。

(事業計画課長)

小江干拓地や中央干拓地で試験研究、実証等を進めていますが、これは含まれておりません。基準技術は、平成11年1月に取りまとめられたもので、それまでの県内での結果を基に設定されています。

(横川委員)

わかりました。そうしたら、現在つくられている干拓地に一番近い数字は、小江干拓地ということになりますね。

(事業計画課長)

そうです。

(横川委員)

そうすれば、小江干拓地の数値は、先程の18ページですか。

(事業計画課長)

はい。

(横川委員)

そうすると、この18ページの数字は、先程の試験研究成果と関連がないとなれば、これ以上質問のしようがないのですが、それにしても、この数字は、一つのイメージとして干拓地は非常によくできるという、安心していいよというイメージとして出てきてますよね。状況証拠みたいなイメージとして使われていると思うので、その限りで、このデータの再現性をどういうふうに見ておられるんですか。過去の数値についてはこうだとしても、これから数年間、同じような状態で続けられるのかどうか、そのへんは、どう判断されてますか。

(事業計画課長)

効果算定あるいは営農計画において、県の基準技術の単収を使っていますが、現在、実証ほ場において調査を行っています。今後、土地配分に向けて、換地工区ごとに干陸計画をつくることとなります。この中でも農家の意向や試験研究結果等を含めて詳細な営農計画をつくっていきます。その干陸計画を基に、土地配分計画をつくりまして、西工区あるいは小江工区の土地配分がなされていくという流れとなります。

(横川委員)

では、事実確認で差し当たり止めたいと思います。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(山内委員)

先程の質問の繰り返しになりますが、土地代金が、この営農類型の計算の中に含まれてないというのが、どうも私、依然として引っ掛かるわけなんです。20 ha だと、単純に計算しまして1億4000万から1億5000万、これだけの土地代金を、仮にリースとかでやるにしましても、これを負担するということは、これは個別経営ではなかなか難しい。

そうすると、現実これを推進するということになると、かなり大規模な、場合によっては株式会社とか大規模な商社とか、そういう農外の資本力の多い企業がかなり具体的に進出してくる可能性もないわけではないし、また、そうしないと現実化していかないということになりますと、新しい農業基本法の下で地域の個別営農を支援していくという趣旨からして、こういう方向性が現実考えられるとするならば、それでいいのかどうかという点が、疑問に思うんです。その点は、どうなんでしょうか。

土地代の負担の大きさということからして、地域農業の支援ということに、それが結びつくのかどうかということです。

(事業計画課長)

土地代について、土地改良事業では、25年間、うち3ヵ年が据え置きで償還することになります。

それで計算いたしますと年間、反当たり6万円弱、5万円台の後半の償還額になるかと思っております。

個別の営農計画について、それぞれの償還金を入れた形で経営収支をみると、十分償還が可能となっております。

(黒田委員長)

はい、ただいまのご説明、よろしゅうございましょうか。

(山内委員)

はい。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

(横川委員)

先程の25ページと18ページですが、事実確認だけに止めたんですけれども、今度は、どなたが、これで正しいと判断されたかということを確認しておきたいんですが、25ページのデータは長崎県のデータですよ。それを国として、この数字でいけると判断されたということですね。

(事業計画課長)

そうです。

(横川委員)

そうすると、やっぱりその根拠はというところをお尋ねしたい。これが効果算定の数字の基礎になっているわけですから、これで確実なんだと判断した根拠が、もっとご説明があつていいと思うのですが。

(星子委員)

それで、さっき、その基礎となる現在の実績を教えていただきたいと言ったのは、それだったんです。今の実績があつて、プラス効率的なものとか、技術の革新とか、いろんなものがあつて、この数字になるのではないかと思つたんで、その最初の積み上げとなる数字、現在の実績ですね、それがあればというようなことだったんですけれども。

(事業計画課長)

資料を持って来ておりませんが、県の農林基準技術の単収は、5年後に達成が見込まれる目標収量で、これについて検証等を行っています。

(黒田委員長)

じゃ、この件につきましては、また次回、少しご検討いただくということで、それまでに資料等、もし準備できるようございましたらお願いいたすということで、よろしゅうございましょうか。

(農村計画部長)

早急に準備して、説明したいと思います。

(黒田委員長)

そうですね。それじゃ、資料ございましたら、また説明をお願いいたします。

他に、ございませんでしょうか。

(横川委員)

先程の18ページの小江干拓地は、現在干拓中の土地よりも条件はいい、埋め立てした土地なので条件はいいという、そういういい土地で、これだけの数字が上がってきていると言われているのですが、これの再現性というか、何年も続けられる持続性があるんだという保証というのか、そこをどういうふうに考えておられるかというのを、事実確認をしたいんですけれども。

(事業計画課長)

小江干拓地の試験、また中央干拓地の試験を行っていく中で、営農技術指針を取りまとめていくということになっています。その中で、収量の確保のための営農の技術的な事項等が、これからできていくということです。

(横川委員)

それは、何年かかると見ておられますか。何年あればできる、と思われてますか。

(事業計画課長)

それは、指針でしょうか。

(横川委員)

はい。

(事業計画課長)

指針は、一次使用前ということを目途といたしまして、つくることになっています。

(横川委員)

一次使用15年までに。

(事業計画課長)

はい。

(横川委員)

実質何年間ですかね。

(農村計画部長)

小江が5年間、中央干拓地で3年間です。

(横川委員)

それは十分でしょうか、その年限で。

(農村計画部長)

当面、小江で5年間、中央干拓地で3年間の実績を踏まえれば指針の作成は可能であると考えています。その後、時間をかけてより精度を上げてゆくことになる。長崎県営農支援センターを干拓地内につくるということで、その中で営農についての技術的バックアップについては、さらに検討されていくということになります。

小江干拓地等では、1作目は鋤き込み作物を作り、2作目にレタスを作っています。今のところ作物の成育について、資料にあるように収量は十分なものが出ている。それから品質についても、いいものが出ています。

現地調査でも話しがあったように、例えばたまねぎは、非常に市場価値が高いというような話も現地で実際にたまねぎをつくっておられる農家の方が言っておられます。実証ほ場の成果に基づいたマニュアルをつくっていくということで、長崎県の専門家も一生懸命やっておりますし、農政局としても十分な対応をしていきたいと考えております。

(横川委員)

今の何年というのは、なかなか厳しい質問をしているようですが、実はその持続性ということとの関連でお尋ねしたかったつもりなので、その点、誤解ないようにしていただきたいと思います。

前回7月19日の中央干拓試験ほ場管理棟での質疑で、田畑輪換と比較した場合に畑作が克服しなければならない5つの条件の中に、持続性ということが入っていますので、その関連もあって、今みたいにお尋ねしたんです。

そういう意味で、5つの問題点というか、条件については、前回お答えをいただけていないので、今ここでお答えをいただければと思います。

(事業計画課長)

5つの点として、まず1つ目が、除塩の関係ですが、この除塩の対策といたしましては、乾燥亀裂による透水性の改善、それから配分するまでのほ場整備による暗渠の布設による排水、それからスプリンクラーによる散水といったような対策があります。

こういった対策を行っております小江干拓地の試験ほ場では、作土層の除塩といったものはほぼ完了いたしております、塩害による作物障害といったものは確認されていないというふうに考えています。こういう対策によりまして十分除塩といったものは確保されるというふうに考えています。

それから2つ目が、経済的安定ということがあったかと思えます。これにつきましては、まず先程、営農モデルが目指す方向として生産性の高い、あるいは効率のいい農業を目指していきましようといったことがあります。こういったことの中で8つの類型といったものを設定しているわけございまして、十分、生産性あるいは収益性の高い営農の展開は可能と考えております。

それから、3つ目に連作障害の件、また4つ目としまして地力の消耗の防止をご指摘いただいております。これについては、環境保全型農業の説明の中で、土づくりのために畜産と耕種部門の地域複合を図るといった点を1つ挙げています。

それから合理的な輪作体系、あるいは作付体系を基本に、緑肥作物を栽培して、地力の維持・増進を図ることを2つ目にしています。さらには土壌分析、成育診断に基づき、施肥の適正化を図ることを考えています。これにより、連作障害の回避、あるいは地力の維持増進については十分対応が可能と考えています。

それから5つ目として、本来干拓地土壌というのは稲作に向いているとのご指摘ですが、本日、営農関係についてご説明させていただきましたとおり、本干拓地において大規模な畑作農業は十分確立できる、畑作でも十分可能だと考えています。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

それじゃ、1つだけお尋ねしたいんですが、36ページの「投資効率」のところですけども、潮受堤防で締め切った後、堤内地にはかなりの淡水湖と申しますか、貯水池ができるわけですが、この淡水・貯水の効果は、どこに見込んでありますでしょうか。

(事業計画課長)

調整池の目的である、諫早大水害級の洪水を安全に溜め込むことができるということについて、災害防止効果で見込んでいます。

(黒田委員長)

ですけど、この淡水はかんがい用水にも使えるわけですし、そういった効果もかなりあるんじゃないでしょうか。それは、どういうふうにカウントしておられますでしょうか。

(事業計画課長)

申し訳ありません。かんがいによる効果としては、作物生産効果で算定しています。

(黒田委員長)

はい、これは大体何万tぐらい、年間使用量を考えておられますか。

と申しますのは、これはもし用水計画として別途築造すれば莫大な費用がかかる分が、いわゆる淡水化した貯水の中で賄えるということで、これは非常に大きな経済効果と思います。これが、もし外部にダムなどを作って、用水施設を新たに作れば、莫大な費用がかかるものが、自動的にできてくるわけです。これはやっぱり適正にカウントしておく必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(整備部長)

農業用水の開発効果というのは、作物生産効果に含まれているのではないのでしょうか。

(事業計画課長)

効果としては、作物生産効果に含めて算定しています。

(黒田委員長)

そっこのほうですね。他に淡水を確保するという。

(事業計画課長)

水が確保されるといったことに伴いまして、どのような効果があるかといったことで、算定を行っています。

(黒田委員長)

分かりました。

(整備部長)

ダムでは、景観形成や、淡水湖ができたという効果もあるかと思いますが、なかなか算定が難しいというところで、今は見てないということです。

(山内委員)

ちょっとよろしいですか。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(山内委員)

そのことについて、私もあまり専門家ではありませんが、前回の現地調査の時に、既に調整池の一部を用水として使っているという説明がありましたね。であれば、この25ページの「作物生産効果」は既に調整池が完全に淡水化して、用水として利用できるということを前提にした計算ではありませんか。

従って、淡水化による用水の効果というのをプラスして入れるとすれば、二重計算になるような気がいたしますが、いかがでしょうか。

(黒田委員長)

ですけど、これをもし別に用水が確保できてなかったと、別によそから用水を持ってくるとすれば、どのくらいお金かかるだろうかと、その差額の分は、これの干拓地でいわゆる淡水湖を持ったことの効果だよという考え方も、あるんじゃないかなと思った次第です。

(事業計画課長)

先程の用水でございますが、年間約500万tということで、用水計画を設定しています。

(黒田委員長)

そうですね。そうすると、500万tの水を外から持ってくる場合には、いくらかかると、それが自動的に堤内でできると、その効果はかなり大きなものじゃないんですかね。そういう考え方は、できないんですかね。

(整備部長)

水ありきで作物ができるわけですから、作物の生産効果の中に既にその水の開発効果は入っているわけです。

(事業計画課長)

干拓地内で作物生産効果を算定していますが、この中に増収分も含めた形で、将来の目標収量ということで設定して効果算定を行っています。

(黒田委員長)

はい、わかりました。

(整備部長)

委員長、先程出ておりました経済効果の基礎となってます計画単収の話ですが、完成後の営農につきましては、国はやらないわけです。県の直接的な指導の下に営農は行なわれるわけです。

そういうことからすれば、ここは優良大規模農地になるわけですから、県が掲げる将来的な県のトップ水準といいますか、ここにありますような5年後に達成が見込まれるような目標水準を、この干拓地における営農の将来の姿を描くということは、これは非常に整合性が取れてる話であると思うんです。

先程の小江干拓地の収量については、ちょっと私、不案内ですが、小さな範囲の試験ですから、それを農家とか組織が営農した場合は、個人差もありますから、その数字の再現性に対して議論するのは如何かという気がします。

(黒田委員長)

はい、何か他に、ございませんでしょうか。

(横川委員)

よろしいですか。先程、星子先生に対するお答えの中で、希望面積のことをおっしゃいました。意向面積が沢山ありますというお答えがあった。この点は、私は前回、7月19日の最初のところで指摘してると思います。意向面積が大きいから大丈夫というふうにはいかないんじゃないかと思うんですが。そのことだけは、前回も言いましたので指摘しておきたいと思うんです。

(事業計画課長)

それについては、現地調査時をご説明させていただきましたが、希望のあった2戸の農家といいますが法人組織は構成員が十数人規模で構成されていると聞いており、十分営農は可能と考えています。

(黒田委員長)

よろしゅうございましょうか。

(横川委員)

それでは家畜頭数が大きすぎるということになりかねませんから、付け加えさせていただきます。

(事業計画課長)

具体的には、実際の土地配分に向けまして干陸計画、土地配分計画をつくっていく中で整理していくこととなります。

(黒田委員長)

何か、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(横川委員)

少し自分の立場を明らかにさせていただいてよろしいでしょうか。

(黒田委員長)

はい。

(横川委員)

私はこの委員会で盛んに批判してるように見えるかもしれませんが、どういう立場で発言しているかということを明らかにしておきたいと思うんで、済みませんが、ちょっと長くなるかもしれませんが、時間をいただいてよろしいでしょうか。

(黒田委員長)

はい。

(横川委員)

7月19日の諫早湾潮受堤防管理事務所での第三者委員会で、私の基本的な立場は述べていますが、もう少し補足して、何故そのような立場になるか、その理由を説明します。

平成11年の新農業基本法は農業・農村の多面的機能論に立っていますし、この法律から打ち出される政策も、ほぼ一貫していると思っています。農業に対する国民的合意形成のために、農水省は外部経済については定性的にも定量的にも評価の努力をしていますし、それに基づいて国民の啓発も行っていると思います。また、その一方で外部不経済についても、環境保全型農業への転換の政策を打ち出していますし、これからも、その方向を強化することは相当はっきり見えています。

そして、私自身は、第1回の委員会で述べたように、微力ながらも、多面的機能論を軸にした教育・研究・社会活動を行ってきたつもりです。勿論、新農基法が生物多様性を重視していないこと等については、平成11年6月15日の参議院福岡地方公聴会での公述をはじめとして、建設的な批判をしてきたつもりですし、批判の一部は受け止めていただいて、参議院本会議決議に生物多様性を取り入れていただくなどの理解をいただいていたと思っています。

ところが、こと諫早湾干拓事業のことになると、外部不経済に関して定量化の手法がないという理由で、問題に向き合おうとしていません。このように諫早湾に関して、農水省が現在立脚している基本的な精神にそぐわない態度を取ることは、農業に対する国民的合意形成にとってマイナス要因になるのではないかと心配しています。

農水省は、都合のいいところでは多面的機能論を言い、都合が悪くなると口をつぐんでしまうというように、国民に受け取られる恐れはないのでしょうか。いまWTO交渉に向けて、国を挙げて農業の多面的機能論を打ち出しているのに、それが国内で国民の信頼を得られないとなれば、失うものは大きいのではないのでしょうか。

また、国際的な整合性で言えば、諫早湾干拓は国際的な環境保護運動の一つのテーマになっているように聞いていますので、外国から見ると、農業の多面的機能論と諫早湾干拓による環境負荷への批判とが整合性が取れずに主張されていると見られる恐れはないのでしょうか。以上が、私がこの委員会で新農業基本法によりながら諫早湾干拓事業に対して批判的見解を述べている理由です。

更にもう一つ、この再評価委員会自体に対する疑問があります。第1回議事録の35ページの整備部長の発言にあるように、再評価の内容には環境という項目が入っていなかったということが事実ならば、それは再評価委員会の不備を意味するのではないかとということです。

実は、私自身が3年前に再評価委員会の不備を指摘していたことを思い出します。それは、平成10年の再評価委員会の第1回の会議で、再評価では外部不経済は扱わないという事実が、当時の設計課長とのやり取りの中で明らかになっているからです。

私が、農業・農村整備事業の経済効果の体系が整理されたのはいつか、また、外部経済効果はいつからかと質問したのに対して、当時の設計課長が、経済効果は昭和24年の法律制定時から実施している、また、外部経済効果は平成3年からであるというやり取りがあった後に、私が「今の体系では外部不経済は評価されていませんね」と尋ねたのに対して、設計課長が「そのとおりです」と答えています。

この点は、当時の議事録を確認していただきたいと思います。当時の議事録は事務局が取りまとめた議事概要なので、私は、平成10年8月11日付けで事務局にファックスでそのやり取りの加筆依頼をしています。当時、私は理論的な関心から、その点を確認しただけですが、今日になって諫早湾干拓の再評価という厳しい現実と直面してみると、大きな問題であることがわかってきました。

この再評価委員会が平成9年4月の潮受堤防の締切を一つのきっかけにしてつくられたことは、当時の新聞記事等で確認できますから、環境問題が再評価委員会の設立の契機の一つであったと言えます。なのに、再評価の内容には、環境という項目が入っていなかったとは、不思議であり、再評価委員会の欠陥と言っても誇張にはならないのではないのでしょうか。

再評価委員会が発足した頃の背景を考えても、平成10年4月は既に新農業基本法制定のための審議が深まっていた時期であり、その2ヵ月後の6月には、例の6兆9000億円の外部経済の評価額が公表されたのです。仮にこの委員会が発足した時点では何らかの理由から環境問題を取り入れることができなかったとしても、時のアセスという立場で、現時点から見れば、この3年余の研究の進歩を取り入れて、新しい角度から見直すことが必要だし、可能なのではないのでしょうか。以上です。

(黒田委員長)

はい。ただいまのご意見に対しまして、何かございましたら。はい、どうぞ。

(農村計画部長)

2点ほど、私のほうからお話しさせていただきたい。

1点目は、後段のほうでお話しになりました環境という項目が再評価の検討項目に入っていないというこ

とです。

法の改正を受けて、土地改良法の改正が6月の国会で決まりました。その中で、今後事業を実施していくうえでは、環境に配慮するという大きな目標が土地改良法に位置づけられました。農政局としてこれまでも環境に配慮して事業を推進して来ましたが、今後はより一層の留意が必要とされることとなります。

今後どのような形で事業に配慮していくか、その事業の中でどんな形のことを環境に配慮にしてつくっていくのか、このことが外部経済・不経済ということにつながるのかということも含めて、これから相当な議論がなされるものと考えております。我々も、土地改良法改正の趣旨に沿った観点から、事業を展開していきたいと考えてます。

それから、2点目のいわゆる基本法の中で、多面的機能を大きな柱の一つとして位置づけ、農業を推進していく必要があるということは、おっしゃるとおりです。

このことと、外部経済・不経済の話と、どのような形で結びついていくのかという話があります。外部効果については、まだなかなか貨幣評価する手段が確立されてないということで、計上できない、していないという部分があります。

今後、専門家等のご意見をお聞きしながら、個別事業の費用対効果算定のうえで、外部効果についてさらに検討してゆくことになると考えております。

(整備部長)

先程の横川委員のご発言は、再評価で環境に対する評価が項目に入っていないと、端的に言えばそういうことであろうかというふうに理解いたしますが、冒頭の議題にもありましたように環境影響評価、これは長崎県の要綱に基づいてやってるわけですが、こういうふうに環境影響評価は公有水面の際にやられておるということで、制度制度の役目があるわけですから、環境影響評価は別のところでやってる。この再評価委員会というのは事業の透明性なり、事業の効率的な実施のためにやるというふうな、分担というふうに理解していただければと、私としては思っている次第です。以上です。

(横川委員)

時のアセスという以上は、現時点の考え方、現時点の研究の水準から事業を見直すというのが、時のアセスの精神だろうと思っていますので、先程の農村計画部長さんのお話にあったように、これからやりますということは勿論大切なことだし、敬意を表しますけれども、現に私たちが今、相對している諫早湾干拓事業の評価については、現在の研究水準から評価するというのが正しいやり方ではないかと思っています。その範囲については、諫早湾事業の再評価でありますから、事業全体の評価をするということだと思います。

ただし、それぞれの委員の専門の分野で責任を持って評価すべきことですから、諫早湾の環境問題そのものについては、前回の7月19日の議事録にもありますように、私は専門外ですから、多くの環境問題の専門家の評価に委ねたいと考えています。だから、私はこの委員会では、農業資源環境経済学という領域をやってきた者として、先程申し上げたような内容の研究・教育をやってきた者として、責任を持って言える範囲で意見を言ってるつもりであります。それが新農業基本法によりながら諫早湾干拓事業を評価するという私の立場ですし、その立場から見れば、前回申し上げたように、諫早湾干拓事業においては農林水産省は現在立脚している基本精神と対立した態度をとっていることになり、そのことは農林水産行政の矛盾であろうと考えています。環境問題については、このような視点に限って論じているわけでありませぬ。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。他に、ただいまのご意見に対しまして、何かご説明等ありませぬ

たら、お願いいたします。

(農村計画部長)

諫早湾干拓事業につきましては、長崎県環境影響評価事務指導要綱に基づき、このような環境影響評価をやっています。その結果に基づいて、環境モニタリングという広域な環境調査を継続しながら、そのデータを基にして、事業の推進を図ってきています。今日お話しした環境影響評価のレビューについても、言い換えればそのモニタリング結果の集大成ということになります。

そういう意味では、環境について、このような全体的な話ができるということも、ある意味では、この事業を非常に重要なものとして位置づけ、農水省としてその環境についてこういう冊子をつくって一般の方々にも、いつでも見ていただく、あるいは関係市町村の方々、県の方々にも、いろんな委員会を通じて、そういう環境についての話し合いを行ってきております。

我々事業実施者としては、いろんな委員会等を通じて、あるいはこういうレビューを通じて、一般の方々等に理解を求めているところです。

(横川委員)

そのことは、理解しております。だから、今日のレビューについて、相当時間をとって全委員が議論されたんだと思います。しかし同時に、その議論の中で今農政局がされている環境モニタリングの範囲では、必ずしも十分ではないのではないかということも明らかになったかと思います。「有明海全体の中ではこのモニタリングはどういう位置づけになるのですか」という議論を立てたということは、有明海全体の問題の中にこのモニタリングを相対的に位置づけたいという意図で、議論したつもりです。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

(事業計画課長)

先程、外部不経済ということの中で、その定量化の件についてご指摘がありました。現在算定しております5つの効果以外にも、「新たな農地造成による食料の安定供給」、「農業の持続的な発展に寄与する人材の育成及び確保」、「農村の振興に寄与する地域社会の維持及び農業外産業の振興」、「淡水系の生態系が生まれることによる新たな観光資源の創出」、「干潟のもつ水質浄化機能の喪失」などの効果が考えられます。

その中で例えばマイナスの効果として、干潟の持つ水質浄化機能の喪失がありますが、この水質浄化機能といったことに関して、愛知県の水産試験場の青山先生のほうで、一色干潟の例を基に研究がなされているということは承知しています。

ただ、この一色干潟と諫早湾干潟では、底質あるいは生態系などの特性に違いがあるという点、データの測定期間が6月、10月のそれぞれ1日間ということで短いという点、それから一色干潟の作用は、6月は浄化、10月は負荷との結果ということがあり、一色干潟の研究結果を、そのまま諫早湾の干潟の浄化機能の評価として考えることはできないと考えています。

このため、これを評価しようとしても、なかなかコンセンサスが得られてない、あるいは確立してないという中で、貨幣価値化をしていくというのは非常に難しいということをご理解いただきたいと思います。

(黒田委員長)

横川先生、よろしゅうございましょうか。

(横川委員)

一色干潟は一つの試算にすぎません。この委員会が発足して3年間の経過がありますので、いろんな研

究や試算を参考にして農林水産省が総力をあげれば評価できるのではないのでしょうか。この3年間には私たちの小さな農業経済学会だけ取っても、環境の外部効果の計量評価というのは、若い人たちが沢山やるようになってきましたので、おそらく環境経済学あるいは環境政策学一般について言えば、もっともっと沢山の成果があらわれているのではないかと思います。そういう期待を先程は申し上げたつもりであります。

(黒田委員長)

ありがとうございました。

(山内委員)

7月19日の議事録は、既に公開されていますか。私は見ておりませんが。

(事務局)

各委員の皆様方には、お配りしたと思うんですが、届いておりませんかでしょうか。

(横川委員)

私のところは来ませんでしたけど、ホームページで打ち出して見ました。

(山内委員)

7月20日の、翌日の北松の分についてはいただいています。

(黒田委員長)

ああ、そうですかね。20日の分はいただきました。メールで入りました。

(事務局)

済みません。それでは、確認いたします。

(黒田委員長)

19日の分は、まだ来ておりません。

(事務局)

届いておりませんか。

(黒田委員長)

はい、20日の分はいただきました。

(事務局)

わかりました。早急に送らせていただきます。

(黒田委員長)

それでは、議題の(2)につきましては、非常に活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。それでは、議題(3)「その他」に移りたいと思います。

(3)その他

〔事務局から、今後のスケジュール第4回委員会、5回委員会の日程調整をさせていただくので委員の日程の再確認をお願いしたい旨の連絡、委員了解。〕

(黒田委員長)

それでは、議題(3)まで終わりました。

#### 4．閉会

(事務局)

長時間の間、本委員会のために沢山の議論をしていただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、第3回九州農政局国営土地改良事業再評価第三者委員会を終わらせていただきます。  
どうも皆さん、長い間、ありがとうございました。

平成13年度九州農政局国営事業  
再評価第三者委員会(第3回)  
出席者名簿

平成13年7月29日

氏名	役職	備考
(第三者委員)		
黒田 正治	九州共立大学工学部教授	委員長
横川 洋	九州大学大学院農学研究院教授	委員長代理
有馬 進	佐賀大学農学部助教授	
星子 邦子	生活評論及び消費生活コンサルタント	
山内 良一	熊本学園大学経済学部教授	
(事業管理委員会)		
上野 敏光	整備部長	委員長
堀井 潔	農村計画部長	副委員長
服部 龍一	整備部次長	副委員長
宇都宮信也	農村計画部 農村振興課長	
高橋 正男	〃 資源課長	
菊池 由則	〃 事業計画課長	
矢野 均	整備部 設計課長	
櫻井 正	〃 用地課長	
森山 信弘	〃 水利整備課長	
鈴村 和也	〃 農地整備課長	
(事務所)		
吉野 学	諫早湾干拓事務所長	